本省令の日本語訳及び英文訳(添付の資料及び注釈を含む)は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がカンボジアの当該省令を理解するための参考資料として公開するものです。

法律上の問題に関しては省令のクメール語原文を参照してください。

JICAは、本省令日本語訳及び英文訳(添付の資料及び注釈を含む)の内容の正確性について保証せず、利用者が本省令日本語訳及び英文訳(添付の資料及び注釈を含む)を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

カンボジア王国夫婦財産契約登記省令

日本語訳 (仮訳)

夫婦財産契約登記省令

第1章 通則

第1条 目標

本省令の目標は、民法、民法適用法に基づく夫婦もしくは夫婦となるべき者による夫婦 財産契約登記の効率性を確保することにある。

第2条 目的

本省令は、夫婦もしくは夫婦となるべき者が、婚姻前または婚姻後に、その保有する財産関係を明確にさせることを目的とする。

第3条 適用範囲

旧司法省案

本省令は、民法適用法及び民法に規定されている事項に従う。

新司法省案

本省令は、次の事項について適用される。

- -夫婦財産契約の登記
- -夫婦財産契約登記の変更
- -夫婦財産契約登記の抹消
- -夫婦財産契約登記の証明

(次官の決裁待ち)

第2章 登記に関する管轄

第4条 登記事務に関する管轄機関

司法省内民事局は、夫婦財産契約に関する登記事務について管轄を有するものとする。 司法大臣によって夫婦財産契約登記事務を行うものとして選任された職員(登記官)は、 司法省民事局に属するものとする。

夫婦財産契約に関するバインダー類は、民事局内に保存されるものとする。

第3章 簿冊の作成、管理、及び簿冊内の書面の保存期間

第1節 簿冊の作成

第5条 簿冊の作成

民事局は、次に掲げる登記に関するファイルを作成するものとする。

- 1 受付帳
- 2 夫婦財産契約登記簿
- 3 申請書つづり込み帳
- 4 却下つづり込み帳
- 5 審査請求書つづり込み帳
- 6 証明書申請書つづり込み帳

第6条 受付帳

受付帳とは、夫婦財産契約登記、変更登記、抹消登記の申請書に記載された申請人の住所、氏名、受付番号等の情報を記載するための帳簿である。

受付帳につづり込むべき用紙は、次の事項に掲げる欄に区分された欄により構成する。

- -受付番号
- -受付日
- -夫婦財産契約登記の種類
- -申請人の氏名及び住所
- -夫婦

その他欄に記載するか、次官と要検討

- -夫婦となるべき者
- -代理人の住所氏名(もしいる場合)
- -その他

第7条 夫婦財産契約登記簿

夫婦財産契約登記バインダーとは、夫婦財産契約登記の設定登記、変更登記、抹消登記がつづり込まれるものとする。

登記簿に綴じられるべき夫婦財産契約登記用紙は、次に掲げる欄により構成する。

- -登記番号欄
- -契約者の氏名、出生日、及び住所欄
- -住所、氏名の変更欄
- -夫婦財産契約登記の内容欄
- -夫婦財産契約登記の変更欄
- 夫婦財産契約登記の抹消欄

第8条 申請書類つづり込み帳

申請書類つづり込み帳とは、登記官が申請人から受領した登記申請書及び添付書類をつづり込むファイルをいう。

第9条 却下書つづり込み帳

却下書つづり込み帳とは、申請を却下する決定がつづり込まれるファイルをいう。

第10条 審査請求書つづり込み帳

審査請求つづり込み帳とは、司法大臣に対して登記されなかったことに対する審査請求 書、添付書類、及び司法大臣による決定書がつづり込まれるファイルをいう。

第11条 証明請求書つづり込み帳

証明請求書つづり込み帳とは、夫婦財産契約登記に記載された事項又は記載されていないことの登記証明申請書がつづり込まれるファイルをいう。

第2節 簿冊の管理

第12条 簿冊の管理

登記簿等は、民事局において保存されるものとする。ただし、必要がある場合にはこれらを持ち出すことができる。

第3節 簿冊内文書の保存期間

第13条 登記簿及び受付帳内の文書の保存期間

受付帳及び夫婦財産契約登記簿内の文書は、永久に保存されるものとする。

第 14 条 申請書つづり込み帳、決定書つづり込み帳、審査請求書つづり込み帳、証明請求 書つづり込み帳内の文書の保存期間

申請書つづり込み帳内の文書の保存期間は、申請日より起算して10年間とする。

決定書つづり込み帳内の文書の保存期間は、決定が発令されたときより起算して 10 年間 保存するものとする。

審査請求つづり込み帳内の文書の保存期間は、審査請求日より起算して10年間保存するものとする。

証明書申請書つづり込み帳内の文書の保存期間は、証明書申請日より 10 年間保存ずるものとする。

第4章 登記の申請に関する通則

第15条 登記の申請

夫婦又は夫婦となるべき者の夫婦財産契約登記の申請は、共同で作成された書面によってなされなければならない。

夫婦または夫婦となるべき者の氏名、住所、生年月日の変更は、単独で行うことができる。

確定判決もしくは決定に基づく登記申請は、夫婦または夫婦となるべき者は単独で行うことができる。

申請書の原本は、申請人の署名又は指印がなされたかつ副本が添付されなければならない。

第 1 項に規定する登記申請は、夫婦または夫婦となるべき者の代理人も登記申請書を提出することができる。

登記を申請する者又は代理人は司法省内民事局に直接出頭し、申請しなければならない。

第16条 登記申請書の書式

登記申請書には、カンボジア王国の標題、登記申請書との主題、申請人の住所及び氏名、及び代理人の住所及び氏名(もし代理人がいる場合)が記載され、日付及び申請人の署名又は指印が付されて司法大臣あてに提出されるものとする。

さらに、本省令第5章(登記申請書)に記載されている夫婦財産契約登記の申請、夫婦財産契約登記の変更登記申請、夫婦財産契約登記の抹消登記申請の種類にしたがって、追加の事項が記載されるものとする。

第17条 登記申請に添付すべき文書

登記申請書が提出されたときは、本省令第 5 章(登記申請書)に記載されている夫婦財産契約の登記、夫婦財産契約の変更の登記、夫婦財産契約の抹消の登記に関する申請書とともに、申請の種類に従って必要な書面が民事局に提出されなければならない。

申請書が代理人により提出されたときは、代理人権限証書も提出されるものとする。

第18条 原本還付

申請人は、登記申請の際、添付書類の原本の還付を請求することができる。ただし、代理人の権限を証する書面については、この限りではない。

添付書類の原本の還付を請求するには、原本と相違がない旨を記載した当該書類の謄本をも添付しなければならない。

登記官は、添付書面の原本を還付したときは、還付を受けた者にその旨を第 2 項の謄本 に記載させて署名をさせなければならない。

第5章 登記の申請

第19条 夫婦財産契約登記申請書

夫婦財産契約の登記申請は、婚姻前又は婚姻後に、夫婦又は夫婦となるべき者がすることができる。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに

次の事項を記載する。

- a 契約当事者の氏名、出生日及び住所
- b 登記の目的
- c 登記の原因および日付
- d 夫婦財産契約の内容

添付書類

夫婦財産契約書

もし申請人が結婚していたら、婚姻証明書

もし、契約が土地に関するものであったら、登記簿の登記事項証明書(土地登記簿、永借権登記後、用益権登記簿)

代理権証書(もし代理人がいる場合)

ID カード又は旅券

第20条 夫婦財産契約の変更に関する登記申請書

夫婦財産契約登記に記載された事項に変更があったときは、夫婦又は夫婦となるべき者は、その旨の変更の登記を申請しなければならない。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに次の事項を記載する。

- a 契約当事者の氏名、出生日及び住所
- b 登記の目的)
- c 登記の原因および日付
- d 変更事項
 - -新しい夫婦財産契約の内容
 - -新氏名又は新住所

添付書類:

新夫婦財産契約書

名の変更を行う判決又は決定

住所の変更のための証明書

もし、契約が土地に関するものであったら、登記簿の登記事項証明書(土地登 記簿、永借権登記後、用益権登記簿)

代理権証書(もし代理人がいる場合)

ID カード又は旅券

第21条 夫婦財産契約の更正登記申請書

登記済みの登記事項に遺漏又は錯誤があったときは、夫婦又は夫婦となるべき者はは更

正登記の申請をしなければならない。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに次の事項を記載する。

- a 登記の目的
- b 登記の原因および日付
- c 更正事項
 - -氏名
 - -住所
 - -出生日
 - -夫婦財産契約の内容

添付書類:

夫婦財産契約書

もし、契約が土地に関するものであったら、登記簿の登記事項証明書(土地登 記簿、永借権登記後、用益権登記簿)

住所に関する証明書

代理権証書(もし代理人がいる場合)

ID カード又は旅券

第22条 婚姻又は婚約の解消による夫婦財産契約抹消登記の申請書

夫婦が婚姻を解消し、又は夫婦となるべき者が婚約を解消したときは、夫婦又は夫婦となるべき者は、夫婦財産契約登記の抹消を申請しなければならない。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに次の事項を記載する。

- a 契約当事者の氏名、出生日及び住所
- b 登記の目的
- c 登記の原因および日付

添付書類

合意により婚姻を解消する決定 婚約を解消させる合意又は通知 代理権証書(もし代理人がいる場合) ID カード又は旅券

第23条 夫婦財産契約の無効、取消し、解除による夫婦財産契約抹消登記の申請書

夫婦財産契約が無効であり、又は取り消され、もしくは解除されたときは、夫婦又は夫

婦となるべき者は、夫婦財産契約登記の抹消を申請することができる。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに次の事項を記載する。

- a 契約当事者の氏名、出生日及び住所
- b 登記の目的
- c 登記の原因および日付

添付書類

夫婦財産契約の無効、取消し、解除を確認する確定判決 夫婦財産契約登記の取消しまたは解除を証する合意又は通知等 代理権証書(もし代理人がいる場合) ID カード又は旅券

第24条 配偶者の一方の死亡による夫婦財産契約抹消登記の申請書

配偶者の一方が死亡し、又は夫婦となるべき者の一方が死亡した場合、生存している配偶者、又は、生存している夫婦となるべき者は、単独で夫婦財産契約登記の抹消を申請することができる。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに次の事項を記載する。

- a 契約当事者の氏名、出生日及び住所
- b 登記の目的
- c 登記の原因および日付

添付書類

死亡証明書

代理権証書(もし代理人がいる場合)

ID カード又は旅券

第 25 条 婚姻解消及び財産分与の判決に基づく夫婦財産契約抹消登記の申請書

婚姻解消の確定判決において財産分与の判断がなされているときは、元配偶者の一方は、 単独で夫婦財産契約登記の抹消を申請することができる。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに次の事項を記載する。

- a 契約当事者の氏名、出生日及び住所
- b 登記の目的
- c 登記の原因および日付

添付書類

婚姻解消及び財産分与の確定判決 代理権証書(もし代理人がいる場合) IDカード、及び旅券

第26条 民事非訴訟事件手続法に基づく裁判所の裁判による抹消登記申請書

民事非訴訟事件手続法の規定に基づき裁判所で婚姻解消に伴う財産分与の裁判がされ、 その裁判が確定したときは、元配偶者の一方は、単独で夫婦財産契約登記の抹消を申請す ることができる。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに次の事項を記載する。

- a 契約当事者の住所、出生日及び名前
- b 登記の目的
- c 登記の原因および日付

添付書面

婚姻解消に伴う財産分与の確定決定 代理権証書(もし代理人がいる場合) IDカード又は旅券

第27条 婚約解消を決する判決に基づく夫婦財産契約登記の抹消登記申請書

民法適用法第30条3項4号に定める確定判決があった場合、事者の一方は単独で夫婦財 産契約登記の抹消を申請することができる。

登記申請書式には、第16条1項(登記申請書の書式)に規定するもののほか、さらに次の事項を記載する。

- a 契約当事者の氏名、出生日及び住所
- b 登記の目的
- c 登記の原因および日付

添付書面

夫婦財産契約登記の抹消を命ずる確定判決 代理権証書(もし代理人がいる場合) IDカード又は旅券

第6章

受付、登記申請書の調査、審査請求

第28条 登記申請書の受付

登記官が登記申請書を受領したときは、登記官は申請書に、受付番号、日付、民事局の 名称、受領した職員の名前及びイニシャルを記載しなければならない。

第29条 登記申請書の取下げ

登記申請は、登記の完了までは書面により取下げをすることができる。

第30条 登記申請書の調査

登記官は、登記申請書及び添付書面を調査しなければならない。

登記官は、第 1 項に定める調査に際し、合理的な疑いがあると認めるときは、申請人又は代理人に対して質問をすることができる。

第31条 登記申請書の補正

登記官は、次の事項がある場合には、合理的な期間を定め、補正命令を発しなければならない。

- -申請書に記載されている情報及び様式が本省令と合致しないとき
- -必要書類が添付されないとき
- -申請書の内容と添付資料とが合致しないとき
- すでになされた登記に付いて申請がなされたとき
- -申請人の名前及び住所が登記と合致しないとき
- -必要な手数料が納付されないとき、
- -本省令及びその他関連法令の要件に申請書が合致しないとき

合理的期間内に補正がなされないときは、登記官は、申請書の却下書を発し、申請人に 対して通知しなければならない。

第32条 添付書面の返却

登記官は、登記の申請が取り下げられたり、却下されたときは、登記官は、申請に基づき、添付書面を申請人に返却しなければならない。

第33条 登記官による却下に対する審査請求

登記官が本省令第31条に基づき却下したときは、申請人は、司法大臣に対して審査請求を申し立てることができる。

司法大臣は、第 1 項に記載されている却下に関し再検討を行い、決定を下し、これを申請人に通知する。

第34条 登記事項

夫婦財産契約登記における登記事項は次の通りとする。

- -契約者の名前、生年月日、住所
- -登記の目的、
- -登記の原因及びその日付
- -夫婦財産契約登記の内容

第35条 登記の効果

夫婦財産契約登記は司法大臣が署名しかつ司法省のシールが貼付されたときに効力を生じる。

(次官の決裁待ち)

第7章 登記手続及びバインダーへの綴りこみ方法

第36条 受付帳における登記方法

登記官が登記申請書を受領したときは、登記官は、本省令第 6 条 2 項に定める情報を受付帳内の受付用紙に記載するものとする。

第37条 夫婦財産契約の登記方法

登記官により、第19条(夫婦財産契約登記)に基づく申請書及び添付書面が調査された 後、登記用紙の欄には次の事項が記載されるものとする。

- -契約当事者の氏名、住所、出生日
- -夫婦又は夫婦となるべきものの夫婦財産契約
- -登記の目的
- -登記の原因及びその日付

(登記官が記載するのか、申請人が記載するのか、次官の決裁待ち)

本条 1 項に定める登記用紙につき、登記官は、受付番号に基づき登記番号を付し、調査 した旨を示すイニシャルを付して司法大臣に対し、署名及び日付付きの押印を申請する。 司法大臣による署名及び押印後、登記官は登記番号に従って登記用紙を登記簿につづり込むものとする。

第38条 夫婦の財産契約の変更登記方法

登記官により、第20条(夫婦財産契約変更に関する登記申請書)に基づく申請書及び添

付書面が調査された後、変更用紙に対し、登記の目的、登記の原因又は日付が再度記載されるものとする。

(登記官が記載するのか、申請人が記載するのか、次官の決裁待ち)

本条第 1 項に定める夫婦財産契約登記の内容の変更に関しては、登記官は、調査した旨を示すイニシャルを付して司法大臣に対し、署名及び日付付きの押印を申請する。司法大臣による署名及び押印後、登記官は登記番号に従って登記用紙を登記簿につづり込むものとする。

氏名、住所の変更に関しては、登記官は、夫婦財産契約登記用紙の氏名又は住所欄に対し、変更原因及び変更日を記載し、署名、押印及び登記日を記載しなければならない。

(サインと署名を登記官がするのか、司法大臣がするのか、次官の決裁待ち)

第39条 夫婦財産契約の更正登記の方法

本省令第38条(夫婦又は夫婦となるべき者の夫婦財産契約登記の変更)の規定は、夫婦 財産契約の更正登記にについて準用する。

第40条 夫婦財産契約の抹消登記の方法

登記官により、第22条(婚姻および婚約解消に基づく夫婦財産契約抹消登記の申請書)、第23条(夫婦財産契約の無効、取消し、解除による夫婦財産契約抹消登記の申請書)、第24条(配偶者の一方の死亡による夫婦財産契約抹消登記の申請書)、第25条(婚姻解消及び財産分与の判決に基づく夫婦財産契約抹消登記の申請書)、第26条(民事非訴訟事件手続法に基づく裁判所の裁判による抹消登記申請書)、第27条(夫婦財産契約登記の抹消を命じる確定判決に基づく夫婦財産契約登記の抹消登記申請書)に基づく申請書及び添付書面が調査された後、登記官は抹消登記欄には登記の目的、原因及び日付を記載しなければならない。

上記登記用紙には、登記官は、調査済みである旨のイニシャルを付し、司法大臣に対し、 署名及び日付付きの押印を申請しなければならない。

司法大臣の署名、日付の押印後、抹消登記の登記用紙は、夫婦財産契約登記簿に綴じ込まれるものとする。

第41条 申請書つづり込み帳へのつづり込み方法

司法大臣の署名、日付の押印後、登記官は、申請書及び添付書面を受付番号及び日付順に申請書つづり込帳へつづり込まれるものとする。.

第42条 却下決定原本つづり込み帳へのつづり込み方法

登記官が登記申請を却下した場合は、これらの書類は却下つづり込み帳に却下決定番号

及び日付順につづり込まれるものとする..

第43条 審査請求書つづり込み帳へのつづり込み方法

司法大臣から審査請求についての判断を受領した後、登記官は、司法大臣による決定書、審査請求書、添付書面は、審査請求書の受付番号および日付順につづり込むものとする...

第44条 証明申請書つづり込み帳

登記証明申請書については、登記官は、これらの申請書を登記証明書受付番号及び日付順につづり込むものとする。

第8章 証明書の発行手続

第45条 証明書の申請の方法

- 1. 証明申請書は、書面にて作成されることとする
- 2. 証明申請書は、司法省民事局に提出されるものとする。
- 3. 登記簿のコピーの証明申請書には、次の事項が記載されるものとする。
 - 申請の目的:証明書発行依頼
 - 申請人の氏名及び住所
 - 申請者が法人の場合は、法人の代表者の氏名
 - 証明すべき事項
 - 証明書の通数
 - 申請日、署名もしくは指印
- 4. 証明申請をする者は、司法省と経済財務省の定める共同省令にのっとり、手数料を納めなければならない。

第46条 証明書発行の許可

- 1. 証明申請がなされた場合、登記官は、夫婦財産契約登記簿から写しを作成し、写し に次の事項を記載する。
 - 原本からの真正な写しである旨
 - 年月日
 - 登記官のイニシャルおよび司法省民事局長の記名・署名
- 2. 証明申請書を受領した後、登記官は遅滞なく 3 日以内に証明書を発行しなければならない。

第9章

最終条項

第47条 適用日

本省令は、署名日から(3)か月後に適用する。

2013 年 月 日 司法大臣